

## 千葉市立青葉病院災害医療対策委員会設置要綱

### [目的]

第1条 千葉市立青葉病院において、災害時における医療を円滑に遂行することを目的とし、青葉病院災害医療対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### [所掌事務]

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- 1 災害時行動マニュアルの整備における医療継続体制に関すること
- 2 災害拠点病院としての運営に関すること
- 3 災害医療訓練の実施に関すること
- 4 災害拠点病院として必要な備品の管理に関すること

### [組織]

第3条 委員会は、委員長、副委員長並びに委員をもって組織する。

- 1 委員長は、救急科の長とする。
- 2 副委員長は、内科の長とする。
- 3 委員会の組織は、医師、看護師、青葉病院 DMAT 隊員及び事務局管理班により構成する。

### [会議]

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 1 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。
- 2 委員長は必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

### [臨時会議]

第5条 第2条に定める内容に関して、委員会での審議に向け準備・検討する。

- 1 参加者は、委員長により指名される。
- 2 臨時会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 臨時会議の議長は委員長とし、委員長に事故がある場合は副委員長が議長の職務を代理する。
- 4 書記は事務局管理班が務める。

### [庶務]

第6条 委員会運営の庶務は、事務局管理班が務める。災害拠点病院及び災害医療訓練に関する事務は別途定める。

## 附則

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

